

子どもの健全育成のために



平成29年 2月

平成27・28年度 御殿場市社会教育委員会

平成27・28年度 社会教育委員会報告書

「子どもの健全育成」をテーマに、社会教育委員会で討議した結果について次のとおり報告します。

平成29年2月13日

御殿場市教育委員会教育長 勝又 将雄 様

御殿場市社会教育委員会

委員長	菊池いづみ
副委員長	木内 幸代
委員	林 永野
委員	勝又 明雄
委員	青木 元広
委員	勝間田和子
委員	勝間田やす代
委員	川口 修江
委員	齋藤 治俊
委員	菅沼 博文
委員	滝口 兼光
委員	福島 法子
委員	山口 之夫
委員	本崎 泰人

目 的

御殿場市は、すべての子どもが生き生きと輝き健やかに成長していける社会の実現を図ることを目的として、子どもを社会全体で育成し、支えていくという広い視野・視点から「御殿場市子ども条例」を、平成28年4月に施行した。

条例の基本理念を具現化するための「御殿場市子ども条例行動計画」(以下「行動計画」)策定にあたり、社会教育委員会では、委員一人ひとりの身近な問題から現状と課題を捉え、子どもの健全育成のために何ができるか、何をなすべきかをそれぞれの立場から発言し討議を重ねた。

その内容を行動計画に生かすために、意見を取りまとめた結果をここに報告し、今後それぞれの立場から健全育成に取り組むための指針とするものである。



御殿場市の現状

御殿場市は、子ども会や婦人会など、全国的には解散・縮小傾向にある社会的組織が熱心に活動しており、社会教育の推進に大きな役割を果たしている。

各小学校には子ども会担当の教諭がおり、地域活動に協力的である。放課後子ども教室や、地域の大人たちの支援によって異年齢の子どもたちが交流する「森っ子クラブ」を実施している地区もあり、平成27年8月に社会教育委員会で視察をした「たかね森っ子クラブ」では、子どもたちの歓声が森に響き渡っていた。

また、ボランティア団体の協力により、子ども読書活動を推進しており、毎週2回図書館で読み聞かせを行っているほか、幼稚園・保育園・こども園、小中学校・県立特別支援学校においてもボランティアによる読み聞かせが活発に行われている。この活動の成果は、市の図書館における児童書の貸出数がこの20年間で約3倍になったことに現れている。

このように御殿場の子どもは、恵まれた環境にあるといえるが、情報通信の発達や価値観の変化とともに、子どもの健全育成を阻害する様々な諸問題が生じており、その解決・改善のためには、家庭・学校・地域などが連携して、全体で取り組んでいくことが必要となってきている。

課 題

① 現代の子ども

現代の子どもを取り巻く環境の変化は激しく、スマートフォン等の普及により、交友関係は広域化・複雑化している。また小学生から、習い事や学習塾に通う子どもが多く、中学生になると、部活動が加わり、子どもの多忙化傾向は顕著となってきた。

それと反比例して、少子化等により近所の子と遊ばないなど、地域社会との関わりが少なくなっており、人間関係をうまく築けない子どもが増えてきた。

このため、子どもに地域の諸活動に参加する機会を提供し、人的交流を広げることが必要である。

② 家庭教育の弱体化

親の子どもへの愛情が欠けていたり、親としての役割が自覚できていない家庭環境、親子関係に育った子どもの指導は、容易ではない。

親の教育が必要であるが、行政等に依存している親もあり、「多くの適切な家庭環境にある子どもを成長させるプランと一部の家庭的に課題を抱える子どもを成長させるプラン」を分けて考える必要がある。

核家族や一人親世帯の増加により、一人で悩みを抱え込む親が増えたり、地域との関係が薄れる中で、様々な大人の価値観に触れないで育つ子どもが増えてきている。

③ 地域の力の弱体化

出生率の低下と未婚率の上昇により人口が減り続け、一方で個人情報保護の意識の高まりにより、地域と子どもの関係が急速に希薄になってきている。

地域の力を最大限に生かすためには、子ども会をはじめ、婦人会、老人会、小中学校などの各機関と連携して、子どもを多数の目で見守り、育成し、支えていく社会づくりが急務である。

子どもの健全育成のために

① 地域で子どもを育てる意識の確立

- ・ 地域行事への参加を促す。
- ・ 地域で見守る(かけ込み110番・見守り隊)。
- ・ 奉仕活動の大切さを教える。
- ・ 放課後子ども教室や、森っ子クラブなど、地域の子どもを地域の大人が育てる場を活用する。
- ・ 自然の中で遊ぶ体験を推進する。
- ・ 高齢者とふれあい、昔の遊びを習う。
- ・ 大人から心のこもった挨拶と見守りをする。
- ・ 世代を越えて、顔を覚え知り合いになる工夫をすることで、不審者から子どもたちを守る抑止力になる。
- ・ ほめる、叱る、励ます。
- ・ 保護者、教師、地域住民、事業者等が一堂に会し、地域の子どもたちについての情報を共有し、子育てについて話し合う機会をつくる。
- ・ 青少年健全育成にかかわる予算を有効に活用する。
- ・ 警察の担当課と連携する。
- ・ 参観日に休暇を取得できるようにする等企業の子育て支援を促進する。

② 大人が変われば子どもも変わる

- ・ 大人（保護者）が変わらない限り、子どもは変わらない。
- ・ 困っている子どもを、地域全体で見守り、支援する。
- ・ 奉仕活動と挨拶が積極的に行う。
- ・ 見て見ぬふりをしない。
- ・ 子どもを育てる基本は家庭にある。
- ・ 家庭環境・しつけ・生活習慣を大切にする。
- ・ 家庭環境に恵まれない子どもの支援が必要。
- ・ 親への子育てについての啓発を行う。

③ ボランティアの活用

- ・ 現役を引退した世代の力や、知恵・経験を活用する。
- ・ 身近なことから始め、自発的で息の長い活動を目指す。
- ・ 継続するには、多少の報酬も必要ではないか。

その他の(様々な)取組みと現状

子育てサロン

市内28か所の公民館等で入園前のお子さんがある親を対象に子育てサロンを開いている。子育てをしている親の仲間づくりの場として、また子育ての楽しさや悩みを共有する場として、区費等を財源に地域のボランティアにより運営されている。現状では、他地区や他市からの参加者が少なくなかったり、同じ参加者が自らの居住区だけでなく、各区の複数のサロンに参加している例などもある。また、諸事情で昼間に行けない人もいるなどの状況があるが、一定の成果を上げている。

子ども食堂

全国各地で実施され始めている「子ども食堂」は共働きのため一人で食事をとらざるを得ない子どもや、家庭で十分な食事が与えられない子どものために、ボランティアが中心となり公民館やお寺で、月に数回子どもたちに食事を無料や低価格で提供する事業であり、実施回数や頻度は様々である。

御殿場市では具体的な計画はないが、様々な支援策を情報収集して検討することは必要である。

「子どもを育てる」御殿場社会教育サポートプラン構想図 (現状と試案)

- ・親同士の連携・絆づくり、ママ友づくり
- ・親子一緒に協議や活動を取り入れる
- ・高校生ボランティアの登録制度の確立
- ・地域活動、社会参加の推進
- ・親学講座

学校・幼稚・保
育園等の活動

地域・ご近所の力

- ・各種文化活動の指導(文化祭等)
- ・各種スポーツ活動の指導(協議会等)
- ・青少年団活動、子ども会活動
- ・子ども会主催のイベント
- ・組織間共同のイベント
- ・リーダー養成(異年齢活動)
- ・出前講座、〇〇教室

文化・スポーツ
団体子ども
会等の活動

- ・あいさつ運動の展開
- ・冒険・遊びイベント(森っ子クラブ)
- ・子ども見守り隊
- ・地域行事、伝統行事、暦行事の実施
- ・読み聞かせ活動の推進
- ・お年寄り・赤ちゃん触れ合い会
- ・学童と一緒にカレーパーティー
- ・元教師等による学習支援
- ・子ども食堂
- ・夜間訪問(民生児童委員等)
- ・子育てに関する学習会

気高く
たくましい
御殿場の子

親・家庭がすす
めること

企業・事業所
の活動

- ・言葉かけ(ほめる、叱る、励ます、自分メッセージ)
- ・一緒にお仕事(食事づくり、家事、農作業等)
- ・SNSへの対応、指導
- ・家庭教育アドバイス制度
- ・家庭への援助(アプローチ)、働きかけ

行政のサポ
ート直接活動

- ・職場で働く保護者の子育てを支援
- ・子どもの「キャリア教育の推進に協力」
- ・子どもの育成にかかわる活動

- ・各種の「子育て講座」、講演会
- ・園や学校の保護者会PTAへの支援
- ・健全育成パトロールの実施
- ・情報誌の発行 相談事業 非行政組織の援助
- ・市、警察等の行政機関、行政部署間の連携

御殿場市子ども条例

（目的）

第1条 この条例は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の役割並びに基本的な施策等を明らかにすることにより、今を生き未来を担う子どもの育成に主体的に関わり、もって全ての子どもが生き生きと輝き、健やかに成長していける社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね15歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者をいう。
- (4) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、保育所その他これに類するものをいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の全てが責任を有することを認識し、それぞれの役割に応じて主体的に関わるとともに、全ての子どもの幸せと健やかな成長を目指し、相互に連携を図りながら行われなければならない。

2 子どもの育成は、子ども一人一人の人格を尊重するとともに、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識して行われなければならない。

3 子どもの育成は、思いやりのある心、郷土を愛する心及び自ら考え判断し行動する力を持ち、社会の一員として責任ある行動をとれる子どもを育てることを基本として行われなければならない。

4 子どもの育成は、日常生活における大人の言葉や行動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもの模範となることを心掛けて行われなければならない。

（保護者の役割）

第4条 保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもが健やかに育つよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身につけさせるよう自らが模範となるとともに、成長段階に応じた子どもとの適切な関わりを保ちながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境づくりに努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、日頃から地域において子どもの見守りや声かけ等を行うとともに、注意を促さなければならない場合には、より積極的に声かけをすることを通して、子どもとの関わりを深めるよう努めるものとする。

（地域団体の役割）

第6条 地域団体は、地域のつながりを生かしながら、子どもの育成のために相互に協力して、地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、人間力と社会力を核とする心の教育を基本に、子どもの年齢や発達段階に応じた知識や技能の習得とともに、自ら考え、解決していく教育を推進しながら、生きる力を育むよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの豊かな人間性と将来の可能性を育むことを踏まえ、保護者や地域団体と連携し、子どもを育成できる環境づくりの推進に努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、第4条に規定する保護者の役割を十分に認識し、職場で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう努めるものとする。

2 事業者は、子どもが参加できる職場体験活動等のキャリア教育の推進に協力し、その他子どもの育成に関わる活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努め、その実施に当たっては、より多くの理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、保護者、市民、地域団体、学校等及び事業者における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

(行動計画の策定等)

第10条 市長は、前条第1項の施策を総合的かつ効果的に実施するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(相談体制の充実)

第11条 市は、関係機関との連携を深め、いじめや虐待の防止その他の子どもの育成に関する相談体制の充実を図るものとする。

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第12条 この条例の施行に当たっては、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市は、子どもから大人への成長過程にあるおおむね15歳以上18歳未満の者についても、自ら考え判断し行動する力その他の大人として必要な資質が育まれるよう、適切な配慮をするものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。